

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	介護保険
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	7	社会福祉法人利用者負担の減免

中条町担当	町民福祉課	介護保険係	担当者名	
黒川村担当	住民課	介護保険係	担当者名	

現況		調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																	
	<p>(実施要綱) 「中条町の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱」による。</p> <p>(減免対象者) 助成の対象となる利用者負担の減免対象者は、町民税非課税世帯のうち、生活保護者を除いた次の各号のいずれかの者とする。                      (1) 高齢福祉年金受給者                      (2) 旧措置入所者及び新規入所者で、費用徴収基準の「対象収入による階層区分」について、0円～420,000円に該当する者                      (3) 合計所得金額が0円の者で、資産等を勘案し町長が軽減する必要があると認めた者                      (4) 生活保護の基準以下と判断される者(利用者負担分を負担することにより生活保護基準以下になると判断される者を含む。)                      (5) その他、上記に準ずるものと町長が認めた者</p> <p>(減免率) 法人が実施する利用者負担の減免率は、2分の1とする。</p> <p>(認定者) 14年度 施設 22名 15年度 施設 24名 16年度 中条町社会福祉協議会の新規増の予定</p>	<p>(実施要綱) 「黒川村社会福祉法人等による利用者負担額減免措置に対する助成事業実施要綱」による。</p> <p>(減免対象者) 助成の対象となる利用者負担の減免対象者は、村民税世帯非課税のうち生活保護受給者を除く下記の者とする。                      (1) 村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者                      (2) 利用者負担額の減額をされなければ生活保護受給者になってしまう者                      (3) 居宅者で、村民税世帯非課税、かつ、合計所得金額が0円の者で、資産等を勘案し村長が軽減する必要があると認めた者。                      (4) 特別養護老人ホーム入所者で、村民税世帯非課税、かつ、費用徴収基準の収入区分において42万円以下の基準に該当する者                      (5) その他村長が特に減額の必要があると認めた者</p> <p>(減免率) 法人が実施する利用者負担の減免率は、2分の1とする。</p> <p>(認定者) 14年度 在宅 2名、施設 3名 15年度 在宅 5名、施設 3名</p>	<p>両町村で差異がないため、現行のとおりとする。</p>																
			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>1,200</td> <td>1,830</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>606</td> <td>606</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,806</td> <td>2,436</td> <td>630</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	1,200	1,830	630	黒川村	606	606	0	計	1,806	2,436	630
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町	1,200	1,830	630																
黒川村	606	606	0																
計	1,806	2,436	630																
関係法令等	中条町の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱	新潟県介護保険事業費補助金交付要綱 黒川村社会福祉法人等による利用者負担額減免措置に対する助成事業実施要綱 黒川村社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業助成金交付要綱																	